

こども園、保育所・幼稚園の支給認定・入所申請の受付が始まります

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎0973-76-3828

令和6年度のこども園・保育所・幼稚園の支給認定及び入所申請の受付を、11月17日より開始します。

対象者

- 0歳～5歳（就学前）の乳幼児で、保護者の就労・就学、病気療養、求職活動等の理由により、認定こども園や保育所での**保育が必要な方**。[0～2歳：3号 3～5歳：2号]
 - 上記に該当しない3歳～5歳（就学前）の幼児で、認定こども園・幼稚園の利用を希望される方。[3～5歳：1号]
- ※幼稚園の入園資格については、施設ごとに違いますので、希望する園にお問い合わせください。
※1号認定の入園資格については、令和6年4月1日時点で3～5歳の幼児となります。

申込書配布

- 配布期間 11月17日（木）～
- 配布場所 みつばこども園、飯田こども園、子育て支援課（役場1階）
（マイナポータルの「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請可）
※就労証明書等の添付書類は、直接窓口にご提出ください。



▲九重町ホームページ
（記入例等もご覧いただけます）

※詳しくは手引きをご確認ください

受付期間

- 受付期間 11月22日（水）～12月22日（金）
- 提出場所 町内施設利用中の方：利用中のこども園または子育て支援課
新規入園希望または町外施設利用中の方：子育て支援課



- 継続入所の方も全員、申込みが必要です。
- 各園の入所可能な園児数を超えた申込みがあった場合、入所選考を行った上で、第1希望以外の園への入所、もしくは入所を待機いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- 受付期間中に提出された申込書は、第1次選考として優先的に審査します。
- 町外のこども園や保育園、幼稚園を利用する方も、九重町に申請書を提出してください。

町内施設

施設名	住所	電話番号
このえみつばこども園	九重町大字引治 508 番地の 1	☎ 0973-73-2555
このえ飯田こども園	九重町大字田野 1624 番地の 9	☎ 0973-73-3590



子育てのための施設等利用給付（幼稚園の一時預かり・認可外保育施設等のサービスを利用し無償化を受けるために必要となる認定）を継続する場合も申請が必要です。詳しくは、お問い合わせ先までご連絡ください。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎0973-76-3828

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、2020年4月1日から体罰が許されないものであることが決定されました。

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいいつも汚れている ●落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない ●夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする



～あなたの1本の電話で救われる子どもがいます～

「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。



- お住まいの地域の児童相談所につながります。
 - 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
 - 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話からはつながりません。



労働なんでも相談会

●お問い合わせ

商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3807
県労政・相談情報センター ☎097-532-3040

労働者やそのご家族の方、フリーランス、事業主の方など働いている皆さまからの、労働に関するお悩みについての相談を県の労働相談員がお受けします。当日来場できない方はお電話での相談も可能です。相談は無料、予約も不要ですので、一人で悩まず、この機会にお気軽にご相談ください。

- とき 10月25日(水) 午前11時～午後3時
 - ところ 九重町役場1階 102会議室
 - 相談方法 来場または電話による相談
- ※電話によるご相談はフリーダイヤル

☎0120-601-540

携帯・スマホ・公衆電話からは

☎097-532-3040

マイナンバーカード 時間外窓口のお知らせ

●お問い合わせ

住民課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、是非ご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までにお問い合わせ先まで電話でご予約ください。

★開設予定日		
平日	11月7日(火)	午後5時～ 午後7時
	11月24日(金)	
	12月5日(火)	
	12月21日(木)	
休日	11月11日(土)	午前9時～ 正午
	11月26日(日)	
	12月9日(土)	
	12月24日(日)	



町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

町営住宅

松岡台住宅

住 所： 九重町大字右田3150番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け1戸(3LDK)
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料 1,000円/月



豊後中村住宅

住 所： 九重町大字右田687番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け1戸(3LDK)
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料 1,000円/月



地域優良賃貸住宅

奥野住宅

住 所： 九重町大字右田2022番地の1
募 集 戸 数： 新婚・子育て世帯向け1戸(3LDK)
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要。
基本住宅使用料： 78,000円/月
駐車場使用料： 1,000円/月(1台分)



基本減額

次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料から28,000円/月を減額。

- (1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯又は妊娠している者がいる世帯。
- (2) 入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学しており、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない世帯。

募 集 戸 数： 若者単身世帯向け3戸(1DK)
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要。
基本住宅使用料： 52,000円/月
駐車場使用料： 1,000円/月(1台分)

基本減額

次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料から12,000円/月を減額。

- (1) 入居時点において若者単身者で、40歳以下の者による単身世帯。
- (2) 入居時点において若者単身者で、新婚世帯または子育て世帯となった世帯。

申込みについて

募集期間：令和5年 10月16日(月)～10月31日(火) 午後5時まで

- 入居予定日：令和5年12月1日(金)から
- 敷金(入居時住宅使用料の3月分)を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町HP

家庭から出る生ごみを堆肥として利用しませんか？

●お問い合わせ

商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

コンポスト(生ごみ処理容器)の利用で、可燃ごみ排出量を減らし、堆肥化することにより家庭菜園などにも利用できます。処理容器の購入補助金制度もありますのでぜひご利用ください。

【購入補助金制度】

生ごみ処理容器購入金額の2分の1を補助します。ただし、百円未満は切り捨てとし、上限額は5,000円までとします。

※補助制度の利用は、1家庭につき生ごみ処理容器2基分までで、5年間は再度の補助を受けられませんので、ご注意ください。



既存のごみステーションを整備しませんか？

●お問い合わせ

商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

家庭廃棄物を鳥獣、犬猫、風雨等による散乱を防止し町民の良好な生活環境の保全を図るため、集積を行うごみステーションの整備について以下のとおり設置代表者へ補助金を交付します。

- ①ごみ収集箱の既製品を購入した場合は、4分の1以内を補助とし、上限額は20,000円までとします。
- ②ごみ収集箱を業者等に製作依頼した場合は、2分の1以内を補助とし、上限額は10,000円までとします。
- ③ごみ収集箱は自主製作する場合は、原材料費の2分の1以内を補助とし、上限額は10,000円までとします。
- ④カラスネットを購入した場合は、2分の1以内を補助とし、上限額は2,000円までとします。

※令和3年度から令和5年度までの補助事業です。

合併浄化槽の設置は今がチャンス！

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

合併浄化槽は、家庭から出る雑排水(風呂、台所、洗濯等)や尿尿処理水を、微生物の力を活用し汚れた水をきれいにする設備です。九重町では、32%の家庭で生活排水が未処理のまま、水路や川へ流れだしているのが現状です。また合併浄化槽を設置しても適切な維持管理を行わないと浄化機能が落ち、水質の悪化や悪臭の発生を招くなど、地域の生活環境に影響を与えます。

筑後川の源流に住む私たちの責務として、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組みましょう。

生活環境改善のため、汲み取りや単独浄化槽から転換時の合併浄化槽設置費用の補助を行っています。

設置区分	補助金額	
	新築	既存住宅での設置
5人槽	332,000円	532,000円
7人槽	414,000円	614,000円
10人槽	548,000円	748,000円
単独浄化槽撤去費	/	120,000円
汲取り槽撤去費		90,000円
宅内配管工事費		300,000円



※合併から合併への転換や増改築を伴う場合等補助対象にならない場合があります。

※予算の定める範囲内になりますので申請を受け付けられないこともあります。

◆合併浄化槽設置後の維持管理はしっかりと！

合併浄化槽の適切な維持管理のため、次の3つをしっかりと行いましょう。

- ①保守点検・・・機械の調整や空気量などの設定を行い、浄化槽の機能維持を図ることを目的としています。
- ②清掃・・・浄化槽の機能を回復させるため、たまった固形物や汚泥を引き抜き、装置の洗浄を行います。
- ③法定検査・・・法定検査は、保守点検や清掃が適切に行われているかを水質の検査を行っています。

小規模集落対策について

●お問い合わせ まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

九重町では、令和5年3月末現在、全140自治区のうち、46自治区が小規模集落に該当しています。九重町内における小規模集落が占める割合は32パーセントとなっています。

高齢化率とは・・・65歳以上の高齢者が総人口に占める割合
小規模集落とは・・・65歳以上の高齢者が自治区の総人口の50%以上を超える自治区のこと

小規模集落対策事業について

《小規模集落等支援事業費補助金》

小規模集落などの条件不利地域での生活を守るために、地域住民、地域コミュニティ組織等、様々な主体が実施する長期的に機能する地域課題の解決につながる事業などが対象です。
県と九重町で事業費の19/20以内を補助します。

《小規模集落応援隊》

人手不足で困難になっている集落の共同作業（集落の作業である里道などの補修や草刈り、集会所や公民館、公園の掃除や水路の泥上げ、簡易水道タンクの清掃、祭りの準備や御輿担ぎなど）を、企業やNPO、ボランティア団体などの活動団体に支援をいただくものです。

10月は「みんなで延ばそう健康寿命」推進月間です！

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

大分県では男女ともに健康寿命日本一を目指すため、健康指標を用いて、各市町村の現状を「見える化」し、市町村毎のランキングを毎年8月に公表しています。九重町では「歯と口の健康」「睡眠で休養」「喫煙(男性)」「健診受診」に課題(グラフの数字は県内順位)があります。健康寿命上位を維持できるように、ご家族や地域の方々と一緒に健康づくりに取り組みましょう。

	大分県の健康寿命	九重町のお達者年齢
男性	73.72歳(全国1位)	81.10歳(県内1位)
女性	76.60歳(全国4位)	85.98歳(県内2位)

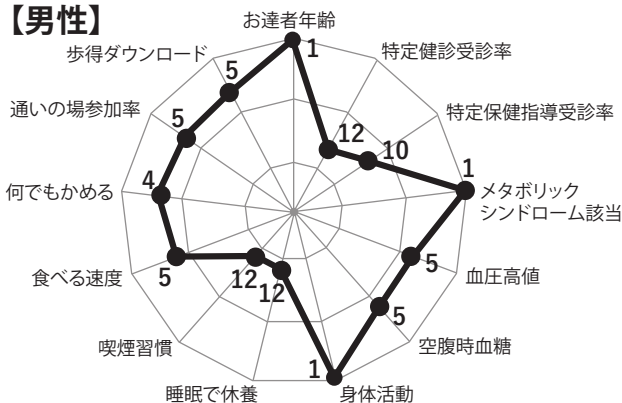


あなたが元気ならみんなが嬉しい!大分県の健康寿命をみんなで延ばそう!

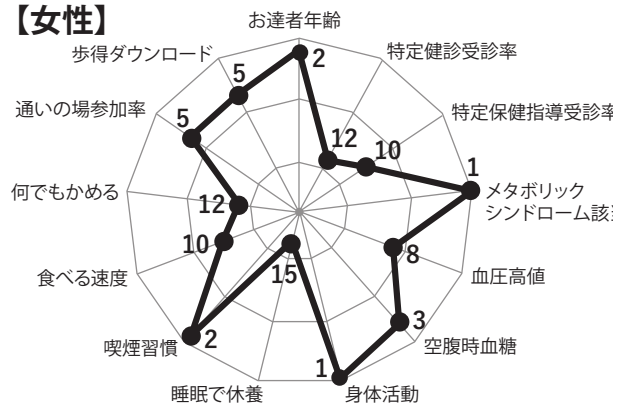
※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指します。

※市町村は人口規模が小さく、国と同様の調査による「健康寿命」の算出は困難なため、類する指標として「お達者年齢」を大分県が毎年公表しています。(H29~R3平均)

【男性】



【女性】



健康寿命を延ばす3つの鍵 🔑 「減塩マイナス3g」「野菜350g」「歩数プラス1500歩」

11月19日はおおいた食(ごはん)の日です

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

「食」は心身の健康にとって、基本となる大切な要素です。健康を維持するために「食事をおいしく、バランスよく」とりましょう。

①主食、主菜、副菜をそろえた食事

ごはんやパン、麺などを主材料とする「主食」、肉や魚、卵、大豆・大豆製品を主材料とする「主菜」、野菜や海藻などを主材料とする「副菜」の3つのお皿を基本とした献立にすると、多様な食品から、からだに必要な栄養素がバランスよくとれます。

②1日に必要な野菜の摂取量は350g! 「まず野菜、もっと野菜」

大分県では、最初に野菜を食べること(まず野菜)、今より70g多く野菜を食べること(もっと野菜)の推進に取り組んでいます。

③おいしく減塩1日マイナス3g

減塩は、高血圧の予防、さらに循環器疾患の予防につながります。

男女別「1日の目標量」は男性7.5g、女性6.5gです(日本人の食事摂取基準2020より)。塩やしょう油の代わりに、かぼすやゆずなどの柑橘類を焼き魚、揚げ物、鍋物などに使うとおいしく減塩できます。

レシピも掲載
されています



▲大分県HP



11月8日は「大分いい歯の日」、11月は「大分いい歯の8020推進月間」です

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

大分県内の他の市町村と比較すると九重町は健康度が高いと言われていますが、歯の健康については課題があるのが現状です。歯と口の健康状態を維持・改善することは全身の健康状態の維持にとって欠かせないことです。

九重町の乳幼児期の歯の課題

- 1歳6か月児のむし歯保有率が県内ワースト3位
- 3歳児のむし歯保有率が県内ワースト1位
(令和4年度 大分県健康づくり支援課調べ)

	九重町	県平均
1歳6か月児むし歯保有率	2.44%	0.86%
3歳児むし歯保有率	20.0%	12.3%

希望者は保健福祉センターでフッ素塗布ができます!

新型コロナウイルス感染症対策で、保健福祉センターでのフッ素塗布事業を健診対象者のみに限定していましたが、健診対象以外の希望者のフッ素塗布を再開しました。(事前申込み不要です。)

【実施日】 毎月第2金曜日(祝日等で変更あり)

※開催しない日もありますので、九重町ホームページでご確認ください

【受付時間】 午後1時~午後1時15分

【場所】 九重町保健福祉センター

【対象年齢】 1歳3ヶ月から就学前

【持ってくるもの】 フッ素塗布記録カード(持っている方)・コップ・歯ブラシ・タオル

3~4か月に1度
継続して行くと効果的です



公開講座開催(糖尿病から腎臓を守る教室と同時開催)
「糖尿病と歯周病の関連について」

講師: 玉井歯科医院 玉井恵子氏
日時: 11月8日(水) 13時~14時
場所: 保健福祉センター

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、令和5年中に納められた保険料の全額です。令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除対象となります。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、申告する必要があります。申告の際には、控除額のわかる証明書を添付または保管しておく必要がありますので、下記の予定でお送りする「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を大事に保管しておいてください。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、申告する必要があります。申告の際には、控除額のわかる証明書を添付または保管しておく必要がありますので、下記の予定でお送りする「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を大事に保管しておいてください。

●令和5年分「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」発送スケジュール

	対象者	発送時期
①	令和5年1月1日から10月2日までの間に納付された方	令和5年10月下旬から11月上旬
②	令和5年10月3日から12月31日までの間に納付された方 (①の対象者は除きます。)	令和6年2月上旬

なお、同一世帯内のご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除の申告を行うことができます。

また、「ねんきんネット」を利用することで、控除証明書の電子データの取得が可能です。受け取った電子データは、e-Taxでの確定申告等や年末調整で利用することができます。



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するご相談は、ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)までお願いします。

障がいをお持ちの方と暮らすご家族は、自分たちが一緒に暮らせなくなってしまった時のことを不安に思っている方は多いかと思えます。

生活の場やお金のこと、何をどう備えてよいのか分からずに悩んでいませんか？

専門の研修を修了した相談員が、一緒に課題を考え様々なサービスを紹介する等、ご本人とご家族が今後安心して暮らせるよう、今出来ることを一緒に考える『親なきあと相談会』を開催します。

●日 時 令和5年11月8日(水) 午前9時~正午

●場 所 九重町役場1階101会議室

※予約不要で相談は無料です

どのような『親なきあと』の相談でも構いません。漠然とした不安やまずどこから手を付ければよいのかという悩みでも、お気軽にご相談ください。

支え合いリーダーを募集します！

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

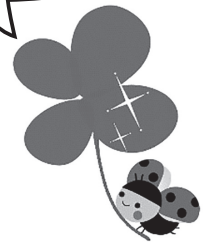
九重町では、ご近所さんや区長・民生委員の方々で高齢者等の見守り活動が行われていますが、九重町の高齢化率は44.4%（令和5年7月末）となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの見守りを必要とする家庭が増えてきています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域でお互いに支え合い・助け合う仕組みづくりが必要です。

そこで、地域のことを考え活動していただく「支え合いリーダー」を今年も募集します。
ぜひ、あなたの力を地域で活かしてみませんか？

支え合いリーダー養成講座

- 【日時】 令和5年11月中の平日3日間で開催予定
詳細については申込者に対して個別にご連絡いたします。
- 【講座内容】 支え合いリーダーの必要性や活動について
誰もが安心して住み続けられる地域づくりについてなど（予定）
- 【募集締切】 11月10日（金）
- 【申込方法】 九重町社会福祉協議会までお申し込みください。
電話での申し込みも可能です。

3～4か月に1度
継続して行うと効果的で



みんなで考えよう臓器移植

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク ☎0120-78-1069

臓器移植とは、重い病気やケガで機能を失った臓器を、他の人から提供された臓器と入れ替える医療のことです。移植の対象となる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、（眼球）です。

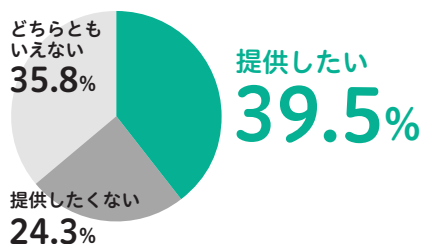
臓器移植は、適合するドナー（提供者）を見つけることが、非常に困難です。日本では約1万6000人もの待機者に対し、移植を受けられるのは、年間約400人です。

臓器提供の意思表示は15歳以上であればできます。意思表示は、マイナンバーカードや健康保険証などに記入するか、インターネットで登録するかのどちらかで行えます。

本人の意思が不明である場合や拒否の意思表示がない場合は、家族の承諾があれば提供できることになっています。逆に、本人の提供の意思表示があっても、家族が「提供しない」という選択をすることも可能です。臓器移植について詳しくは、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（☎0120-78-1069 平日午前9時～午後5時30分）にお問い合わせください。

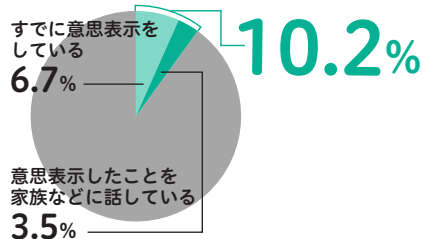
臓器移植の現状

自分が脳死・心停止と判断された
場合の臓器提供の意思



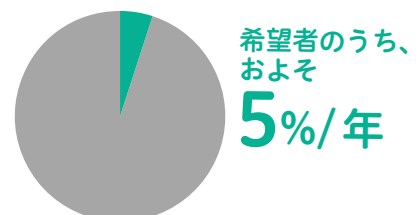
出典：移植医療に関する世論調査（令和3年9月調査）

臓器提供に関する意思を
表示している人の割合



出典：移植医療に関する世論調査（令和3年9月調査）

臓器提供の実施の状況



出典：公益社団法人日本臓器移植ネットワーク
公益社団法人日本アイバンク協会のデータによる